

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月27日(水) 15時30分から16時47分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(15人・議席番号順)

会長 木幡孝雄

会長職務代理者 又村克茂

委員 13人

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 1 会長あいさつ
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 会期の決定について
- 4 報告1 一般事務報告について
- 5 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 6 議案2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 8 議案4 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 9 議案5 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく要請について
- 10 議案6 現況証明願について
- 11 協議1 農業委員会法令遵守の申し合わせ決議について

6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第 6 回農業委員会総会を開催します。 本日出席委員は 14 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。畠山委員より遅刻の届出、本郷委員より欠席の届出が出ております。 議事日程 2 番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に 10 番、宮森委員、11 番、本元委員を指名いたします。 議事日程 3 番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日 1 日限りといたします。 議事日程 4 番、報告第 1 号、一般事務報告について、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第 1 号、一般事務報告について説明します。 (報告第 1 号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第 1 号については、報告済・承認とします。 議事日程 5 番、議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局に説明を求めます。 (畠山委員 15 : 40 入室)
説 明 員	議案第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について説明します。今月は 2 件です。 1 番、江部乙町 番、登記地目「田」8,803 m²、さんとさんの JA たきかわ転貸の解約です。借主の申し出による解約です。 の農地です

		が、老齢により通いが大変になってきたこと、鹿の進入等で思うように耕作できないことから解約します。来季の耕作者は決まっていない状態での解約です。 2 番、江部乙町 番のうち、登記地目「畑」1,098 m²、さんとさんの解約です。畑ですが、実際には倉庫や通路となっており、何年も前から耕作できない状態で貸主の申し出により農地を売却するために解約するものです。今月の議案第 6 号で証明の後、売却予定です。以上で説明を終わります。
議	長	説明が終わりました。議案第 1 号申請番号 2 番を除く 1 件について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑、意見を終了いたします。議案第 1 号申請番号 2 番を除く 1 件について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号申請番号 2 番を除く 1 件について、原案のとおり決定とします。次に議案第 1 号申請番号 2 番については、私の案件になるので議長を職務代理に引き継ぎします。
委	員	議長を引き継ぎします。
		申請番号 2 番について、農業委員会法第 3 1 条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員 1 5 : 4 3 退室)
議	長	申請番号 2 番について、質疑意見を求めます。
各	委 員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。申請番号 2 番については、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各	委 員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 号、申請番号 2 番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。
		(委員 1 5 : 4 4 入室)

委員長	会長が戻りましたので、議長を退任します。 議長を引き継ぎます。 議事日程 6 番、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。今月は、所有権移転 2 件です。 1 番、江部乙町 番、地目「田」、3,394 m²、 さんから さんへの所有権移転です。所有者である さんの高齢化により遠隔地の農地の維持管理が困難になってきたことから近隣耕作者の さんに売却するものです。金額は、33,940 円、反当たり 10,000 円です。 2 番、江部乙町 番、地目「田」、17,578.79 m²、「畑」18,402.26 m²、 さんから さんへの所有権移転です。所有者である さんの高齢化により遠隔地の農地の維持管理が困難になってきたことから耕作者である さんに売却するものです。金額は、1,500,000 円、反当たり 42,000 円です。隣接している山林 5,146 m²も同時に譲渡します。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。議案第 2 号について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第 2 号については、原案のとおり決定とします。 議事日程 7 番、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説明員	議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転 2 件、使用貸借権 1 件です。 1 番、有明町 番、現況地目「田」、貸主 さん、借主 さん。転用面積 460 m²、第一種住居地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。貸主と借主は母と子の親子関係で借主は仕事の都合上市外のアパートに

議 長 各 委 員 議 員 各 委 員 議 長	居住していますが、当該申請する住宅に住む予定です。住宅完成後、しばらくは貸主である母親が居住します。別添資料 34 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 2 番、花月町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 297 m²、第一種住居地域内、転用目的は一般個人住宅の建築です。当該申請地は国庫帰属申請のあったところで農水省の担当者が現地を確認し、農地パトロールでも確認したところです。その後、申請が取り下げられたと農水省から連絡があり、5 条申請となったものです。申請者は市内の共同住宅に居住しており、手狭になってきたことから住宅を新築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 35 に位置図、工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。 3 番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 1,204 m²、第二種中高層地域内、転用目的は共同住宅の建築です。申請者は共同住宅を建築するため当該農地を取得することとなりました。別添資料 36 に位置図、施設の概要と工期については右側備考欄のとおりです。 以上 1 番から 3 番まで用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。 説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑、意見を終了いたします。議案第 3 号について、許可申請は許可相当とすることで、よろしいですか。 (異議なしの声あり) 議案第 3 号については原案のとおり決定といたします。 まもなく午後 4 時になることから、農業委員会会議規則第 7 条により会議を延長します。 議事日程 8 番、議案第 4 号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用
--	--

説 明 員	地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は、貸借権設定が10件、所有権移転が5件です。 今月は貸借権の設定が16件、使用貸借2件、所有権移転1件です。更新案件については、氏名と期間、10a 当たり金額のみ説明とします。 1 番、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、「田」8,000 円です。 2 番、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、「田」8,000 円です。 3 番からは新規案件です。 3 番から5 番までは所有者である さんの農業廃業に伴い、農地を賃貸借するものです。 3 番、江部乙町 番、現況地目「田」24,383 m²、 さんへの賃貸借、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 4 番、江部乙町 番、現況地目「田」26,950.54 m²、 さんへの賃貸借、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 5 番、江部乙町 番、現況地目「田」47,051 m²、 さんへの賃貸借、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。 なお、北滝の川の 裏に所有する農地については4月以降に中間管理機構を通して新制度で さんが賃貸借する予定です。 6 番から8 番までは所有者である さんの農業廃業に伴い、農地を賃貸借するものです。 6 番、北滝の川 番、現況地目「田」16,392 m²、 さんへの賃貸借、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 7 番、北滝の川 番、現況地目「田」94,311 m²、 さんへの賃貸借、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。 8 番、北滝の川 番、現況地目「畑」7,238 m²、 さんへの賃貸借、
--------------	--

議 長 説 明 員	期間は5年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。 9 番、北滝の川 番、現況地目「田」16,012 m²、 さんから さんへの新規賃貸です。期間は5年、10a 当りの賃借料は8,000 円です。所有者である さんの高齢化により、遠隔地の農地の維持管理が困難になってきたことから、 さんが代わって耕作するものです。 1 0 番、江部乙町 番、現況地目「田」1,154 m²、 さんから さんへの新規使用貸借です。期間は3年、農地の集約化のため遠隔地の農地の耕作を近隣耕作者である さんが代わって耕作するものです。 1 1 番からは所有権移転の説明となります。 1 1 番、東滝川 番、地目「田」面積45,786 m²、 さんから、北海道農業公社への売買で売買価格は10,072,000 円10a 当り、22 万円です。農地保有合理化事業により さんに代わって公社が買入し、 さんに賃貸の後、売却します。 1 2 番、東滝川 番、現況「田」199 m²、1 0 番の保有合理化事業対象外農地で10a 当たり2 2 万円、43,780 円で さんが売買するものです。 1 3 番から1 5 番については、各あっせん委員より説明します。以上で説明を終わります。 所有権移転申請番号1 3 番と1 4 番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 滝川東地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。1 3 番、売り手 さんから北滝の川 番、地目「田」16,239 m²の売渡のあっせんの申出が1 0 月1 6 日にありましたので、農事組合及び耕作者 さん、近隣耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を1 2 月1 5 日午前8 時5 6 分から市役所3 階3 0 2 会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん。委員の出席は滝川地区7 名、事務局2 名の出席の中あっせんを行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」16,239 m²、土地条件として、粘
-------------------------	--

	土質だがパイプラインは入っている。価格としては10a 当たり「田」 25 万円、総額 4,059,750 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 続いて14番、売り手 さんから東滝川 番、地目「田」11,624 m²の売渡のあっせんの申出が10月17日にありましたので、農事組合及び近隣耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を12月15日午前9時28分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん。委員の出席は滝川地区7名、事務局2名の出席の中あっせんを行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」11,624 m²、土地条件として一部水はけ悪い箇所あり。暗渠・パイプラインは入っていないが排水はあり。価格としては10a 当たり「田」 23 万円、総額 2,673,520 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 議 長 所有権移転申請番号15番について、江部乙東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。 説 明 員 江部乙東地区あっせん常任委員会の結果を報告いたします。15番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」30,463 m²、「畑」7,730 m²の売渡のあっせんの申出が10月12日にありましたので、農事組合及び、近隣耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙東地区あっせん常任委員会を12月15日午前10時54分から市役所3階302会議室で開催しました。出席者は売り手 さん、買い手 さん、委員の出席は江部乙地区6名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」30,463 m²、「畑」7,730 m²、土地条件として過去に近隣で「田」15 万円であっせんが行われたことがある。価格としては10a 当たり「田」15 万円、「畑」5 万円、総額 4,955,950 円となっています。附帯物件は江部乙町 番「宅地」1,995 m²
--	--

議 長	で無償譲渡、以上のあっせんとなりましたので報告いたします。 説明が終わりました。議案第４号、賃貸借権設定申請番号７番及び８番を除く１３件について、質疑、意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。議案第４号、賃貸借権設定申請番号７番及び８番を除く１３件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４号、賃貸借権設定申請番号７番及び８番を除く１３件について、原案のとおり決定といたします。次に、賃貸借権設定申請番号７番及び８番については、農業委員会法第３１条に基づき委員の退室をお願いします。 (委員１６：１３退室)
議 長	議案第４号、賃貸借権設定申請番号７番及び８番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第４号、賃貸借権設定申請番号７番及び８番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第４号、賃貸借権設定申請番号７番及び８番については、原案のとおり決定といたします。委員の入室をお願いします。 (委員１６：１４入室)
議 長	議事日程９番、議案第５号、旧農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づく要請について意見を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第５号について説明します。 １番、１０月５日、さんより江部乙町 番他１３筆、地目「田」44,368.51㎡の売渡のあっせんの申出がありましたので、１１月２２

		日、農事組合他隣接地耕作者に農地あっせんの申出を通知したところ、12月4日、さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を12月15日10時9分から市役所3階302会議室で開催し、あっせんは成立となりましたが、譲受人のさんから今すぐの購入が難しい旨の申し出があり、農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買い入れが必要であると認められることから、旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、滝川市長に要請するものです。土地条件として標準値の38万円と変わりなく、種場で条件が良いところです。あっせん価格は、10a当たり「田」38万円ですが、江部乙町 番、現況地目「田」2,968.58㎡については、登記地目と現況地目に相違があるため、農業公社買い入れ対象外となることから、それらを除外した江部乙町 番、地目「田」41,400㎡、買入総額15,732,000円となっています。千円以下の端数がつきますが、農業公社の農地保有合理化事業扱いなので切り捨てとなります。買い入れ対象外農地については、通常の農用地利用集積計画となります。それぞれの対象農地は来年1月の農業委員会総会に上程する予定です。附帯物件はありません。以上で説明を終わります。
議 長		説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員		(なしの声あり)
議 長		質疑意見を終了します。議案第5号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。
各 委 員		(異議なしの声あり)
議 長		議案第5号については、原案のとおり決定いたします。
		議事日程10番、議案第6号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員		議案第6号について説明いたします。今月は1件です。 1番、江部乙町 番、登記地目「畑」、面積は1,848㎡。現況「宅地」です。所有者は、さんです。申請地は昭和57年頃建築した倉庫等3棟がありますが、地目変更されないまま現在に至っており、現況証

		明願いの届出となりました。現況については、備考欄のとおり3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところです。以上審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
委 員	員	申請人と所有者はどのような関係なのですか。
説 明 員	員	建物の所有者です。所有者は95歳と高齢で体調がすぐれず、代わって申請者が行い、この農地を取得する予定です。
議 長	長	他にございませんか。
各 委 員	員	(なしの声あり)
議 長	長	質疑意見を終了します。議案第6号について、許可申請は「許可相当」とすることよろしいですか。
各 委 員	員	(異議なしの声あり)
議 長	長	議案第6号については、原案のとおり決定いたします。 議事日程11番、協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について事務局に説明を求めます。
説 明 員	員	協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明します。お手元の紙面をご覧ください。農業会議から農業委員会会長あてに文書が来ており、令和元年10月以降、各地の農業委員会で起きた農業委員の不祥事について、令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会で農業委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織の綱紀粛正の徹底を図ることが全国レベルで確認されました。この主旨に乗っ取り、各市町村の農業委員会総会で別紙のような法令遵守の申し合わせ決議を行ってほしいという要請があったところです。今後も綱紀保持の姿勢を強く打ち出すために毎年度、1回以上の同様の取り組みを実施されるよう北海道農業会議より依頼が来ていますので昨年に引き続き、決議をするものでございます。私が決議文を読み上げますので、内容についてご確認のうえ、徹底いただけるようお願いいたします。(木村局長決議文読み上げ) 以上です。
議 長	長	説明が終わりました。協議第1号について質疑、意見を求めます。

各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了します。協議第 1 号について、原案のとおり可とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	協議第 1 号について、原案のとおり決定いたします。本日の議案については、以上でございます。
	その他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。
	(各推薦委員から事務連絡あり)
議 長	その他、事務局からお願いいたします。
説 明 員	(行事日程について資料に基づき報告)
議 長	第 7 回総会は 1 月 2 9 日 1 5 時 3 0 分からということで決定します。
	以上をもちまして、第 6 回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。
	皆さんご苦労さまでした。(1 6 : 4 7)